

葛飾区行政評価委員会設置要綱

14 葛政企第20号

平成14年5月29日

区 長 決 裁

(設置)

第1条 葛飾区における行政評価の客観性を高め、及び区民の立場に立ったものとするため、葛飾区行政評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 区長が指定する事務事業の評価に関すること
- (2) その他行政評価制度に関する事項

(構成)

第3条 委員会は、別表1のとおり区長が委嘱した会長及び委員により構成する。

(任期)

第4条 会長及び委員の任期は、委嘱した日の属する年度の3月31日までとする。

(会長及び代理)

第5条 会長は、委員会を代表し会務を総理する。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、会長が招集する。

(定足数)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席等)

第8条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第9条 委員会に、別表2のとおり分科会を設置する。

- 2 分科会の分科会長は、会長が指名する。
- 3 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 分科会は、区長が指定する事務事業の評価を行う。
- 5 分科会は、分科会長が招集する。

- 6 分科会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 7 分科会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の分科会への出席を求め、意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。
- 8 分科会は、事務事業の評価結果を会長に報告する。

(会議録)

第10条 委員会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保存し、及び公開するものとする。ただし、各発言に係る委員の氏名は公開しないものとする。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議事のてん末
- (4) その他会議の経過に関する事項

2 前項本文の規定にかかわらず、委員会及び分科会の会議録を公開しないことを委員会で決定した場合は、当該会議録は公開しないものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、政策経営部政策企画課が処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年6月18日から施行する。

葛飾区行政評価委員会委員名簿

職 名	氏 名	選出区分
会長	大石 雅也	東京税理士会葛飾支部（学識経験者）
委員	小松原 昭芳	東京税理士会葛飾支部（学識経験者）
委員	鈴木 三津雄	葛飾法人会
委員	大畑 廣行	葛飾区自治町会連合会
委員	折登 紀昭	東京商工会議所葛飾支部
委員	安達 由恵	かつしか女性会議
委員	佐藤 博子	葛飾区民生委員児童委員協議会
委員	塚田 美枝子	葛飾区青少年育成地区委員会
委員	永楽 昌志	公募区民
委員	大藪 雅之	公募区民
委員	齋藤 桂三	公募区民
委員	島津 洋	公募区民
委員	千田 敏恵	公募区民
委員	松田 隆之	公募区民
委員	大久保 拓馬	大学選出
委員	ジョン ウーホン	大学選出
委員	藤木 清圭	大学選出
委員	松永 拓己	大学選出

葛飾区行政評価委員会分科会

分科会名	委 員	選出区分
第一分科会	大石 雅也	東京税理士会葛飾支部（学識経験者）
	大畑 廣行	葛飾区自治町会連合会
	安達 由恵	かつしか女性会議
	塚田 美枝子	葛飾区青少年育成地区委員会
	齋藤 桂三	公募区民
	島津 洋	公募区民
	千田 敏恵	公募区民
	ジョン ウーホン	大学選出
	藤木 清圭	大学選出
第二分科会	小松原 昭芳	東京税理士会葛飾支部（学識経験者）
	鈴木 三津雄	葛飾法人会
	折登 紀昭	東京商工会議所葛飾支部
	佐藤 博子	葛飾区民生委員児童委員協議会
	永楽 昌志	公募区民
	大藪 雅之	公募区民
	松田 隆之	公募区民
	大久保 拓馬	大学選出
	松永 拓己	大学選出